

## 租特透明化法に基づく

# 連結法人における適用額明細書の記載の手引

《平成26年4月1日以後終了連結事業年度》

法人税関係の租税特別措置を適用する場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書等に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、適用額明細書の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。適用額明細書を作成する際等にご参照ください。



平成26年 9 月

国 税 庁